

拒んだ春

核廃 東洋町の7カ月 ③

「公募」の落とし穴

「地元の意向に反して調査は進めない」と大臣が答弁している。「二年後に住民投票を行い、町民の総意を反映させる。このことは甘利(明)・経済産業相も『筋が通っている』と言っている」

安芸郡東洋町の出直し町長選。「文献調査の推進」を訴える前町長の田嶋裕起氏(左)は、何度も国の説明を引用し、あたかもそれにすぎることのように政府見解を、代弁し続けた。

「文献調査後でも調査はやめられるか否か」
同町の核廃施設問題が表面化した昨秋以降、多くの時間を費やし、議論されてきたテーマの一つがこれだった。

核廃施設の立地手続きを定める「特定放射性廃棄物最終処分法」は、文献調査後に①概要調査地区②精密調査地区③最終処分施設の建設地を選定する三段階で、地元の知事や市町村長の意見を聴くと規定している。ただ法律の文言上、これら首長の意見については「十分に尊重」とあるだけで、「同意」は明記されていない。後戻りしたい場合にどれだけの「担保」となるか不鮮明だった。

昨年十二月、甘利経産相は田嶋氏の質問書に対する回答書の中で、「知事または市町村長が反対の意見を示している状況では意見に反しては選定は行わない」と表明。これまでさまざまに説明されてきた政府見解

の中で、現時点ではこれが最も地元側に立った大臣説明とされた。資源エネルギー庁担当書らも町内の回答文書を国策推進の勉強会などで、この見解を繰り返し説明した。が、この説明も法律の規定ではない。ただ一片の勉強会などで、この見解を繰り返し説明した。



東洋町議会で施設の安全性などを説明する経産省職員(左端)ら(2月27日、東洋町生見)

かったことに、田嶋氏側の説得力の弱さがあった。それは、核廃施設の調査手続きを初めて体験する国の制度のせい弱さ、あいまいさでもあった。

そもそも、今回の騒動の発端は、核廃施設の立地向けて十四年から始まった候補地の「公募制度」にもあるといえる。

応募に反対する町民有志は「二月、その前月にほとんど独断で調査地に応募した田嶋氏に役場会議室で息巻いた。」「なんで町民に内証でやらなにかんのや」「これだ

けの反対署名を無視してまで事業を進めるのか」
田嶋氏が批判の矢面に立つ一方で、原子力発電環境整備機構や国は「これまで勉強会を開催してきた経過を踏まえた町長の意思」とし、調査開始に向けた準備を淡々と進めた。

公募制度は一見、自治体の主体性を尊重した「民主的な手続き」に見える。しかし応募の権限を首長に与える一方、議会の意思や住民の意思をどうくむかについては法律上、明記はない。東洋町での実際の運用面でも、地元民意への国の不関与は責められた。

町内の混乱や高まる反対意見を見過ごすかのような国の姿勢に、住民はいら立った。

出直し選で、田嶋氏は敗

れた。国の三位一体改革にも申し、郵政民営化をめぐっては住民と一緒に郵政公社に抗議するなど、多くの住民に信任され、親しまれてきた事実上の現職が、新人候補に二倍以上の得票差をつけられる、ぼろぼろの負け方だった。

選挙後、青森県の市民団体が核廃施設候補地の選定について、「今の公募制を続けるか、国が主体となって候補地を選定するか」を全国の知事にアンケートするなど、現行制度を見直す動きも出てきた。

国の関係者は公募制を今後も「堅持していく」とする一方、「自治体だけでなく、都道府県知事への理解活動も並行して行うなど、アプローチの方法を考えなければならぬ。反省すべき点が多い」と話す。
東洋町民が示した判断が、徐々に波紋を広げている。
(聖言支局・海路佳孝)